

普通預金

(2020年4月1日現在)

1. 商品名と概要	普通預金 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>毎月の給与や年金等の自動受け取り、公共料金やクレジットカード代金等の自動支払いがご利用いただけます。</p> </div>
2. ご利用いただける方	個人および団体のお客さま
3. 期間	定めはありません。
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	随時お預け入れいただけます。
(2) お預け入れ金額	1円以上
(3) お預け入れ単位	1円単位
5. 払い戻し方法	随時払い戻しいたします。
6. 利息	
(1) 適用金利	変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払い方法	毎年2月と8月の当金庫所定の日に利払いいたします。
(3) 計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま・・・20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%) <ul style="list-style-type: none"> * 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 * マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。 ・団体のお客さま・・・総合課税(ただし、公益法人等の場合は非課税)
8. 手数料	キャッシュカードによる払い戻しにあたっては、オンライン提携金融機関所定の手数料がかかることがあります。
9. 付加できる特約条項	

<p>(1) 当座貸越 (個人のお客さまのみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越(残高がマイナスになったときに自動的にご融資すること。当座貸越といいます。)を利用することができます。 ・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額(エース預金もご利用の場合は合算します)の90%(千円未満切り捨て)または300万円のうちいずれか少ない金額とします。 <p>貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。</p>
<p>(2) 家計簿集計サービス</p>	<p>1 か月間の入出金の合計等を印字する家計簿集計サービスのお取り扱いができます。</p>
<p>10. 満期日前解約(中途解約)の取り扱い</p>	<p>—————</p>
<p>11. 預金保険制度</p>	<p>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内(1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息)で保護されます。</p>
<p>12. 金利情報の入手方法</p>	<p>店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。</p>
<p>13. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)</p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業)</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp/</p>
<p>14. 紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、ろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288</p>

	受付時間 平日 午前9時～午後5時
15. その他参考となる事項	キャッシュカードをデビットカードとしてご利用いただけます。「J-Debit」アクセプタンスマークのあるお店（加盟店）でのお支払いやキャッシュアウトにご利用でき、ご利用金額は即時に自動引き落としされます。 * 当金庫が利用を認めない加盟店では、キャッシュカードをご利用いただけません。

中国労働金庫